一時的保育のご案内

仕事や急な用事等を理由に、一時的に保育を利用する必要がある場合、町立保育園で下記のとおり一時的保育事業を利用することができます。

申込みは月単位で、１か月に最大１４日（保育園開園日）まで利用可能です。

（１）対象児童

１歳以上の就学前児童（※注意）で、下記の対象事由①②③のいずれかに該当する必要があります。ただし、青山保育園は２歳児以上（４月１日時点で満２歳以上の児童）になります。

（※注意）

◎１人での歩行が可能で、幼児食を食べることができる場合（離乳食の提供はありません）に限ります。

◎食物アレルギーをお持ちの児童の場合は、「食物アレルギーに関する調査票（生活管理指導票）」の提出が必要です。また、エピペン等の処方薬がある方は「緊急時に備えた処方薬　指示書」の提出も必要です。いずれも医師に記入してもらい、保育園の面接時に提出をお願いします。調査票は、町ホームページに掲載しているほか、保育園・子ども応援課で配布しています。提出が無い場合は給食の提供ができませんので、弁当を持参していただくことになります。ご承知おきください。

◎下痢症状・熱（微熱）・感染症の疑いのある児童、その他保育園において投薬等の医療的行為をしなければならない児童は利用できません。

対象事由

①非定型的保育サービス

保護者の就労形態等（週３日以内の就労）により、家庭における保育が一時的に困難となり保育が必要となる児童

②緊急保育サービス

保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に保育が必要となる児童

③私的理由サービス

保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するために、一時的に保育が必要となる児童

（２）保育日時

平　日	午前８時３０分から午後４時まで
土曜日	午前８時３０分から正午まで

※日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（１２月２９日～１月３日）、その他、町長が必要と認めた日は休園日です。

（３）実施保育園（町立保育園）

保育園名	豊山保育園	青山保育園	冨士保育園
定　　員	１日最大８人	１日最大４人	１日最大４人
該当要件	（１）非定型的保育 （２）緊急保育 （３）私的理由保育	（１）非定型的保育 （２）緊急保育 （３）私的理由保育	（２）緊急保育のみ
住　　所	豊場字新栄６８番地	青山字東栄１２番地	豊場字流川４６番地
電話番号	0568-28-2888	0568-28-3562	0568-28-3459
開園時間	7：30～18：30	7：00～19：00	7：30～18：30

※青山保育園は２歳児からの受け入れとなります。

※冨士保育園は平日のみ実施

（４）一時的保育料（日額）

区　　分		３歳未満児	３歳児	４歳以上児
生活保護世帯（単給世帯を含む）		０円	０円	０円
上記以外の世帯	８時３０分から １２時３０分まで	９００円 （副食費２００円を含む）	５００円 （副食費２００円を含む）	４００円 （副食費２００円を含む）
	１２時３０分から １６時００分まで	７００円	３００円	２００円
	上記以外	１，６００円 （副食費２００円を含む）	８００円 （副食費２００円を含む）	６００円 （副食費２００円を含む）

※保育料の年齢区分については、各年度４月１日時点の満年齢を基準とします。

※利用月の翌月に保育料の納付書をお渡ししますので、期限内に納付してください。

※保育料に滞納がある場合、次回の申込みを受け付けません（入金確認後の申込み）。

（５）申込方法・期限

①申込方法　右の二次元コードからアクセスして電子申請してください。

②申込期限　利用希望月の前月１５日２３時５９分
（保育園が休園の場合は前開園日）

電子申請フォーム

- 月単位で申込みが必要ですので注意してください。
- 兄弟で利用する方は、それぞれ申込みが必要です。
- 初めて利用する場合は、利用希望の保育園で三者面談（保護者・児童・保育士）を実施します。フォームでの申込後、利用希望の園に連絡していただき、面談日を決めてください。面談は、遅くとも利用希望月の前月２０日までに終えてください。
- 利用日は優先度の高い順に決定し、利用月の前月末日までに保護者にメールで通知します。
- 電子申請ができない方は、従来通り利用希望の保育園に紙の申込書で申込してく

ださい。その場合の期限は、利用希望月の前月１５日（保育園が休園の場合は前開園日）の閉園時間までです。

【問合せ】豊山町生活福祉部子ども応援課子ども応援グループ（役場１階５番窓口）
TEL：０５６８－２８－０９３６、E-mail：kodomo@town.toyoyama.lg.jp